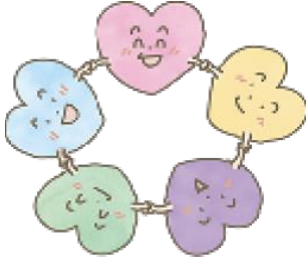




多摩辺

学 校 だ よ り
昭島市立多摩辺中学校
校 長 堀 田 典 子
令 和 8 年 6 月 1 日



ふれあい月間 ～温かな言葉のシャワーを～

校 長 堀 田 典 子

東京都では毎年6月、11月をふれあい（いじめ防止強化）月間として、いじめや不登校、暴力などの問題行動の未然防止、子供たちの健全育成を目指した取り組みを行っています。本校では6月、11月、さらに2月を加えた年3回、「いじめアンケート」を実施している他、生徒会本部を中心に各専門委員会でも「ふれあい月間」にふさわしい取り組みを考え、今後、実施していく予定です。そして、教職員もいじめの定義を正しく理解し、未然防止・早期発見・早期対応に努め、道徳の授業や学級活動と様々な場面で心の教育の充実を推進しています。

また、本校では、生徒たちが自分に自信をもち、前向きに挑戦できる心を育てる（自己肯定感の醸成）ため、授業や部活動、委員会活動など、日々の教育活動の中で「勇気づけ言葉」の励行に取り組んでいます。結果だけではなく「プロセス（努力）」や「存在」「貢献」にも目を向け、「ありがとう、本当に助かったよ」「最後までやりきったね」と感謝の気持ちや努力を認める言葉を伝えることで「自分は誰かの役に立っている」という思いを育むことを大切にしています。運動会後、お互いの良いところを称え合った学年では、温かい言葉のシャワーによって、自信がもてるようになったり、結果がどうであれ、自分の努力を認めてもらえることで、「次もまたやってみよう！」という気持ちが湧いてきたり、自分の良さに気付くことができた、という生徒の感想を読みました。

「誰もが安心して、笑顔になれる学校」を目指し、全校生徒が一丸となって「勇気づけ言葉」を伝え合える校風を創り上げ、誰もが前向きになれるような、生徒会本部・各委員会の企画に期待をしています。

【6月8日は開校記念日】 ～47年目を迎えて～

6月8日(月)は多摩辺中学校の48年目の開校記念日です。

「子供たちが安全に、元気に学べる場所に」と多くの大人が汗を流し、期待を込めてこの多摩辺中学校が作られました。

毎日、当たり前のように教室や体育館を使っていますが、開校記念日にちなみ、当時の様子を想像したり、考えたりしながら、建設に携わってくださった方々や地域の方々の思いに感謝する日に行ってみましょう。また、校舎の老朽化が進み、汚れたり、壊れたりしている箇所がありますが、清掃活動をしっかりと行い、大切に使うことを心掛け、整理整頓が行き届いた多摩辺中学校にしていきたいです。



【多摩辺っ子の活躍】

今年度は 3 種目で大会新記録がでました!! 有馬さん、宮川さんは昨年度に引き続き、歴代の記録を更新するという、偉業を達成しました。



新記録にならずとも、練習時より記録を更新した競技もあり、これまでの努力の成果と生徒の皆さんの「全力!」を感じました。また、お礼が遅くなりましたが、保護者の皆様におかれましては、運動会のご参観とご支援をありがとうございました。保護者アンケートに寄せられた「とても楽しかった」「子ども達の成長、頑張りを見られて感動した」等、温かなコメントが数多く寄せられ、教職員も嬉しく拝見しました。重ねて御礼申し上げます。

種 目	年 組	名 前	記 録
50mハードル 男子	2 年 3 組	※ホームページへの氏名の 公表はいたしません。	7 秒 90
1500m	2 年 3 組		4 分 59 秒
選抜リレー 女子	2 年 2 組		1 分 00 秒

(敬称略)

○ 運動会優勝クラス

1年1組

2年2組

3年2組

○ 敢闘賞

○ 縦割り優勝クラス

8組

1組



○ パネル賞は、集計が終わり次第、発表。 上記は、美術部制作のスローガンです。

【学校生活全般における「合理的配慮」のご案内とご相談について】

本校では、学習面・行動面・健康面などで特別な支援や工夫を必要とする生徒が、日々の授業や定期考査、学校行事において、その実力を適切に発揮し、安心して学校生活を送ることができるよう、「合理的配慮」の提供および環境調整を行っております。

合理的配慮とは、「一人一人の特性による困りごと（障壁）を取り除き、他の生徒と同じスタートラインに立って学び、活動できるようにするための工夫」です。特定の生徒を優遇したり、ルールを甘くしたりするものではなく、不公平さをなくすための「環境の調整（メガネをかけることと同じような役割）」として位置づけております。具体例として、下記の4点を紹介します。

★板書・ノート：板書を写すのが間に合わない場合、タブレットでの写真撮影の許可

★教材の工夫：プリントの文字を大きくする、読みやすいフォント（UD フォント等）を使用する

★テストでの配慮：問題用紙・解答用紙の拡大、採点基準の調整

★感覚への配慮：音に敏感な生徒へのイヤーマフやデジタル耳栓の着用許可

提供にあたっては、「お子様本人のニーズ」「学校の体制や施設・設備の状況」「集団行動における安全・公平性」などを総合的に考慮し、学校と保護者の皆様との話し合いを通じて、過度な負担のない範囲で、お互いの合意のもと具体的な内容を決定してまいります。つきましては、日々の学校生活において、「うちの子にも必要かもしれない」「少し気になる点がある」という場合は、まずは担任、学年主任、または特別支援教育コーディネーターまで、ご相談ください。